

## 横浜市国民健康保険運営協議会 議事録要旨

|      |  |
|------|--|
| 日 時  | 平成 21 年 7 月 14 日（火）午後 1 時 30 分～午後 3 時 30 分 |
| 開催場所 | ホテル横浜ガーデン 5 階 「ライラック」                      |
| 出席者  | 委員 20 名（傍聴者 0 名）                           |

### 議事 1 平成 21 年度国民健康保険事業費会計補正予算について

事務局

（資料に基づき説明）

5 月 29 日に平成 21 年度国保会計の補正予算が市会で議決され。内容は以下の 2 点である。

1 点目は、20 年度決算において、約 146 億円の歳入不足が見込まれるため、21 年度予算を補正し、20 年度に繰り上げて充用するというもの。

赤字となった要因は、歳入において、保険料収納額や、国や県からの交付金が見込みより少なかったこと、歳出において、一般給付費が増加したこと等である。

一般給付費が増加した理由は、65 歳から 74 歳の重度障害者について、予算編成後に国保と長寿医療制度との選択制が導入されたため、国保を選択した方の医療費が一般被保険者の給付費として増加したことや、退職者医療制度の改正により、一般被保険者数が見込みを大きく上回ったことによる。

また、現年度分保険料収納率は、前年度から約 2 ポイント低下する見込みである。この要因としては、収納率が約 99%弱と非常に高い高齢者が長寿医療制度へ移行したことが影響していると思われる。

2 点目は、介護従事者の処遇改善のため、介護報酬が引き上げられ、このことによる介護分の国民健康保険料の上昇を緩和するため、国から「介護従事者処遇改善臨時特例交付金」として、21 年度は影響額の全額相当が、来年度については、1/2 相当が交付される予定となっている。これにより、今年度国から交付される約 2 億 4 千万円を、被保険者が負担する保険料総額から除き、介護分の国民健康保険料を軽減するというもの。

議事 2 特定健康診査等の実施状況について

|      |  |
|------|--|
| 事務局  | <p>(資料に基づき説明)</p> <p>20年度は、特定健診の受診者数が約12万7千人で受診率は21.94%となり、初年度目標の20%を超える結果となった。年齢別では65歳未満が16.83%、65歳以上が27.13%と、年齢が高いほど受診率も高くなる傾向が見受けらる。</p> <p>一方、特定健診の結果、特定保健指導の対象となった方は約1万5千人だが、そのうち保健指導の利用者数は873人で、利用率は当初目標20%を下回る5.59%に留まっている。</p> <p>21年度については対象者を拡大し、年度内に75歳の誕生日を迎える方と、当該年度の4月2日以降に本市国民健康保険に加入した方を新たに対象としている。</p> <p>また、特定健診の受診券の発送時期を早め、21年度は5月と8月の年2回としている。</p> <p>広報については、「広報よこはま」やホームページへの掲載の他、保険料額決定通知書にリーフレットを同封してPRしている。</p> <p>なお、特定健診の受診率は、政令市の中で中間くらいという状況である。</p> |
| 今井委員 | 平成21年度の受診率の目標はどのくらいか。  |
| 事務局  | 計画上30%としている。   |
| 藤井委員 | 仙台市の平成20年度の特定健診受診率が50%近くである要因は調べているのか。   |
| 事務局  | 仙台市は、昔から地域での健康づくりが盛んな土地柄であり、住民健診の時代から50%程度の受診率であったと聞いている。  |
| 藤井委員 | 診療所へ行くと病気で受診される方と健診を受診される方が混在するが、例えば、健診受診者の受付時間を設けるなど専用の時間帯を設定すると受診しやすいのではないかと思うが。   |
| 事務局  | <p>仙台市は7、8、9月の夏の3か月間のみ健診期間を設けており、夏は健診の時期だということが市民へ浸透され、時期を集中した効果があったものと思われる。</p> <p>しかし、横浜市の被保険者からは、4月から3月までいつでも受診できるようにというご意見もあるため、今のところ、時期や時間を絞った形での実施は検討していない。</p>  |
| 藤井委員 | 受診率向上に関して、町内会等もPRの対象になると思いますので、考慮していただきたいと思う。  |

議事3 今年度の制度改正等について

|      |  |
|------|--|
| 事務局  | <p>(資料に基づき説明)</p> <p>1点目は、緊急の少子化対策として、出産育児一時金が38万円から42万円に増額されるというもの。</p> <p>これは、平成21年10月1日から平成23年3月31日までの1年半の暫定措置となる予定である。</p> <p>併せて医療機関への直接支払制度が創設され、出産育児一時金を原則として保険者から医療機関へ直接支払うこととなり、被保険者の出産費用の一時的な負担を軽減できることとなる。</p> <p>したがって、これまで横浜市独自に行っていた受領委任払制度は廃止する予定である。</p> <p>2点目は、高額医療・高額介護合算制度の支給申請の開始である。</p> <p>現在、1か月の自己負担額が一定の基準を超えた場合に超えた金額を支給する制度を医療保険と介護保険それぞれで運用しているが、さらに、1年間のそれぞれの自己負担額の合計が一定基準を超えた場合に超えた金額を支給する制度が新たに20年4月から創設されている。毎年8月から翌7月を1年間として計算するが、初年度である21年度については、20年4月から21年7月までを対象期間とする。支給申請は、7月31日時点で加入している医療保険へ行う。</p> <p>国民健康保険については、22年1月から受付を開始する予定である。さらに、該当者へは申請の勧奨をする予定である。</p> <p>なお、今年度は2年に一度の被保険者証の一斉更新の年にあたるため、9月中に新しい被保険者証を郵送する。</p> |
| 榊原委員 | <p>出産育児一時金の医療機関への直接支払制度について、例えば出産費用が30万円だった場合、残りの12万円は出産された方へ支給するのか。</p>   |
| 事務局  | <p>出産育児一時金と出産費用の差額分は、出産された方へ支給する。</p>  |
| 山崎委員 | <p>差額分について、出産された方が申請を忘れるようなことはないか。</p>   |
| 事務局  | <p>申請忘れの無いよう、具体的な手続きの方法については、これから検討する。ちなみに、19年4月の調査では、県内の出産費用の平均は約42万となっている。</p>   |
| 山崎委員 | <p>平均が42万円ということは、42万円を下回る医療機関、分娩機関もかなりあるということか。</p>  |
| 事務局  | <p>国公立の病院や助産所等は、42万円を下回るところが多いようだ。</p>   |
| 山崎委員 | <p>異常分娩の場合、保険適用になるが、出産育児一時金はどのような取扱になるのか。</p>  |
| 事務局  | <p>正常分娩と変わらず42万円支給する。</p>  |

議事 4 国保財政の健全化に向けた今後の取組みについて

|      |  |
|------|--|
| 事務局  | <p>平成 21 年度においては、20 年度の赤字要因を取り除くとともに各種収納対策、資格適正化、医療費適正化等により単年度黒字を目指す。</p> <p>その上で、赤字解消計画を策定し、その計画に沿って次年度以降も着実に単年度黒字を積み重ね、赤字の早期圧縮を図る。</p> <p>まず、21 年度予算での対応として、65 歳から 74 歳の重度障害者の医療費を一般給付費に見込んだ。さらに県内の高額な医療費について市町村でリスクを分散する保険財政共同安定化事業の拠出金が交付金を上回る部分を保険料に予算化し、20 年度の赤字要因を取り除いて 21 年度予算を策定している。</p> <p>また、国庫負担金について、20 年度の交付不足分が今年度追加交付される予定となっている。</p> <p>歳入面で、21 年 1 月に行政運営調整局に歳入確保強化担当が設置され、全庁的に収入未済額の圧縮に取り組むことになり、区役所保険年金課収納担当と税務課滞納整理担当とで連携する仕組みが構築された。</p> <p>また、本市において国保制度創設以来、交付を受けたことのない国の普通調整交付金について、算定方法の見直しを図るよう、引き続き厚生労働省に働きかけていく。</p> <p>歳出面では、年金受給権者の把握を通じ、退職者医療制度を適正に適用し、資格適正化を図る。</p> <p>また、医療費の適正化としてレセプト点検による再審査の申請や、第三者行為による加害者等への求償を行うほか、後発医薬品の広報周知を実施していく。</p> <p>その他、保険料賦課のあり方についても引き続き検討していく。</p> |
| 榊原委員 | <p>後発医薬品の広報について、後発品と先発品には適応に違いがあるものも存在するため、そのことについても、PRしていただきたい。</p>   |
| 事務局  | <p>すべてのものについて後発医薬品が必ずしも存在するわけではないという事も含めて広報している。</p>   |
| 浅野委員 | <p>後発医薬品を推進することは良いと思うが、後発医薬品の処方量が少ない保険薬局に指導が入るということは知っているのか。また、後発医薬品の市販後調査ができる会社が少なく、次々と会社が倒産しているということも把握しているのか。</p>   |
| 事務局  | <p>横浜市としては後発医薬品の処方量の割合を把握するところまでは求めている。また、全体的に安定供給に努めているということは伺っている。まずは、後発医薬品の存在を知っていただくという普及活動から初めているとご理解いただきたい。</p>  |
| 浅野委員 | <p>後発医薬品は先発品に比べて安全性、情報量等心配な部分があるが、広報等はどの程度行うのか。</p>  |
| 事務局  | <p>広報の内容としては、すべてのものに後発医薬品が存在するわけではないことに言及しているほか、まずは医師にご相談くださいという趣旨となっている。</p>  |

|      |   |
|------|---|
| 西郷委員 | 歳入の取り組みの収納対策について、19年度、20年度の滞納繰越額の総額と、20年度に収納率が下がった理由を教えてください。   |
| 事務局  | 19年度末の滞納繰越額は約291億円、20年度末は約283億となっている。収納率が下がった理由としては、収納率の高かった75歳以上の被保険者が国保から後期高齢者医療制度へ移行したことによる。   |
| 山崎委員 | 保険料賦課のあり方については、どのようなことを検討するのか。  |
| 事務局  | 保険料賦課については、これまでも見直しを行っており、16年度には国民健康保険料の所得割と均等割の比率の見直した。<br>現段階の情報では、厚生労働省は来年度、国保保険料の限度額の引き上げを検討しているようである。<br>横浜市国保の保険料賦課のあり方についても、一定程度ある未納額や、後期高齢者医療制度により75歳を機会に保険料の算定方法が国保とは異なるという状況等を加味した上で、どのような保険料賦課の方法が取り得るのか、また、適正であるのか研究をしていく必要があると考えている。保険料の改定には時間をかけて検討していくが、146億円という赤字を重く受けとめ、保険料のかけ方についても研究していく必要があると考えている。 |
| 榊原委員 | 社会保険の再審査請求に比べ、国民健康保険の再審査請求はとて多く、中には再審査の必要のないものもある。これは、レセプト点検員の勉強不足ではないかと思わるので、しっかり行っていただきたい。  |
| 事務局  | 事例検討なども考えている。只今のご意見を参考にさせていただきます。   |
| 藤井委員 | 朝日新聞に掲載されていた国民健康保険料の誤徴収については、たまたま見つかったことなのか。  |
| 事務局  | 横浜市の国民健康保険の保険料算定には市民税を用いるが、この市民税均等割に今年度から横浜みどり税というものが加わった。これに伴い、システム改修を行い、過年度分についても試験的に検証したところ、過去に市民税の入力ミスがあり誤徴収していたことが発覚したものである。   |
| 事務局  | この件については、記者発表を行い、該当の方へ謝罪をし、今後還付の手続きを進めていく。  |
| 藤井委員 | 再度同じようなことの無いよう、防止法等検討するべきと思う。   |
| 事務局  | 今回、同じことが起こらないよう、改めて注意喚起を行っていく。  |
| 加藤委員 | 1つ提案だが、医療費の削減も一つの目的として、頻回受診をして必要以上の薬を処方してもらうような患者さんについて、三師会にもご相談いただいて有効な防止策を検討していただきたい。   |
| 事務局  | このようなケースについては、研究、ご相談させていただきたい。  |